

# 組織の総団結で確定闘争を勝利しよう！

## 07賃金確定闘争



西川委員長を先頭に三役・賃金部長にて要請を行った



東京清掃労働組合  
千代田区飯田橋3-9-3  
TEL (3237) 9995  
毎月5日15日25日発行  
1部20円  
編集責任  
教宣部長  
木川 治

### わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

### 07年人勧 特集号

特別区人事委員会は10月16日、特別区長会と議長会に対して月例給・一時金等を勧告した。官民較差は38円(0・01%)、一時金は0・05月増との勧告であった。地方公務員給与を巡り国(総務省)が厳しい姿勢を崩さないなか現業賃金の取扱いについては、予断を許さない状況だ。我が組合は、勧告の完全実施及び自らが交渉で決める現業系職員の賃金確定交渉を全力で取組む。

わが組合は、月例給と一時金の改善を求めて07年人勧闘争を進めている。勧告では、官民較差0・01%、38円と示された。ただし、較差が小さいため、給料表全体の改定は行われず、民間との差が大きくなっている。初任給を中心に若年層に限定した改定となる。地域手当については、平成20年1月から14・5%に引き上げとしている。一時金については、0・05月の引き上げ。民間の一時金において考課査定分が増えているとし、増加分は勤奨手当に当てられるとの勧告であった。賃金確定闘争では、諸手当・特別給・扶養手当・住

## 声 明

10月16日、特別区人事委員会は、「2007年 特別区職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

勧告の主な内容は、例月給は公民較差が少ないことから改定を見送りとした。(額で38円、率で0・01%) 特別給については、0・05月引き上げ4・45月から4・5月に改定し増加分は勤奨手当に割り振る。行政職(一)給料表の大卒程度の初任給については、国や他団体同様に2,000円引き上げ179,200円→181,200円とした。

諸手当については、地域手当を13%から14・5%に引上げ、本給を同率程度引下げ、地域手当の支給割合を平成20年1月から変更するとした。その他、意見として、能力・業績及び職責に基づく人事管理の推進等更なる人事管理制度の強化、勤務環境の整備等に向けた意見等を出した。

人事委員会の勧告は現業系職員の賃金等の確定に大きな影響を及ぼすことから、特別区人事委員会に対し要請を重ねてきた。2007年特別区人事委員会の勧告内容は、基本的に人事院に追随する内容である。この間、わが組合が特別区人事委員会に対して要請をしてきた切実な思いには全く耳を傾けることなく、国・総務省の圧力に屈し、昨年同様人事院に追随する内容である。特別区人事委員会としての自立性・主体性、労働基本権制約の代償機関としての役割を一定程度は果たして入るもの、不十分である。

一方、人事委員会としては越権行為である現業(技能)系職員の人事・任用制度、賃金制度にまで言及する他団体がある中で、特別区人事委員会が、現業(技能)系職員に賃金等については、労使自治であり労使交渉・労使合意により確定するとの見解を示している。この原則を踏まえ、他団体の勧告に左右されず中立の第三者機関としての一定の責務を果たしたことは一定評価できる。

今次確定闘争は、総務省が地方公務員の現業系職員の賃金について大幅に引き下げるよう各自治体に強力な圧力をかけてきている。総務省のたらしめな調査(結果)については具体的に指摘し、首都東京に働く清掃労働者の賃金水準について現行制度を基本としつつ納得できる賃金制度、人事・任用制度構築に向け組織の総力で闘い抜くものである。

2007年10月16日  
東京清掃労働組合

平成19年 特別区人事委員会勧告の概要

行政職給料表(一)

Table with 15 columns: 級, 号, 勧告, 改定額, 改定率, 月額, etc. for grades 1-5.

Table with 15 columns: 級, 号, 勧告, 改定額, 改定率, 月額, etc. for grades 1-5.

2007年10月16日

賃金部作成

Table with 2 columns: 本年の勧告のポイント, 本年の給与. Includes sub-tables for 公民比較の結果, 初任給の改定, 月例給, 地域手当, 一時金, 平均年間給与.

区長会総会への要請(要旨)

本年8月8日、人事院は国家公務員の給与等の勧告をしました。本日は、特別区人事委員会から平成19年「職員の給与に関する報告及び勧告」がありました。

勧告では、月例給の民間との較差は38円(0.01%)で改定見送り、地域手当を13%から14.5%に引上げ、給料は同率程度引下げとしています。

本年度の給与の改定交渉を進めるにあたり改めて私どもの基本的な考えを申し上げておきます。

第一点目として、これまで同様に勧告に沿って策定する現業系(業務職)給料表を早期に提示することを求めます。

第二に、総務省は、地方公務員の現業系職員賃金について、類似業種民間企業と比較し、1.3~1.6倍程度割高であると指摘しています。

総務省の意向に沿った賃金引下げは認められません。賃金引下げは、まじめに職務に励む職員の勤労意欲を低下させるだけです。

本年度の賃金確定交渉を進めるにあたって、本日の勧告に準じて(現行給料表を基本に)策定される現業給料表を早期に示し、十分な協議を保障していただくことを強く求めます。

2007年各、政令指定都市等の人事委員会報告概要

政令指定都市	報告日	月例給		改定の有無	民間	特別給		地域手当	現行	扶養手当	その他特徴的な部分	実施時期等
		較差	率			較差	改定の有無					
1 札幌	9月14日	△12	△0.00%	見送り	4.45月	均衡	見送り		3%		人事・給与制度の改革を推進	
仙台	10月4日	△7 特別調整額減額前 △0.00%		見送り	4.49月	0.04月	0.05月引き上げ		6%		給料の特別調整額の定額化 パワハラヘルス対策 仕事と家庭の両立支援 服務規律・公務員倫理	2007.12.1
		1.186 特別調整額減額後 0.30%										
3 さいたま	9月12日	259	0.06%	若年層に限定して引き上げ	4.52月	0.07月	0.05月引き上げ 配分は、人事院報告に準ずる	10% (2008.4.1～)	12%	子等に係る扶養手当の引き上げ 6000→6500	人事評価制度の改善・見直し	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
4 千葉	9月12日	226	0.05%	見送り	4.52月	0.07月	0.05月引き上げ		12%	子等に係る扶養手当の引き上げ 6000→6500		2007.4.1 特別給は、2007.12.1
5 川崎	9月11日	377	0.09%	若年層に限定して引き上げ	4.52月	0.07月	引き上げ	引き続き検討	12%	子等に係る扶養手当の引き上げ		2007.4.1 特別給は、2007.12.1
6 横浜	9月11日	△1,297	△0.31%	引き下げ	4.52月	0.07月	勤働手当を0.05月引き上げ		12%		①住居手当について見直し ②3月期末手当を廃止。6月12月の2回支給	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
7 静岡	9月14日	△36	△0.01%	見送り	4.51月	0.06月	0.05月引き上げ		6%	子等に係る扶養手当の見直し	①特別勤務手当の適正化 ②人事評価制度の早期導入 ③所定勤務時間について調査・研究の必要有り	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
8 浜松	9月28日	677	0.17%	若年層に限定して引き上げ	4.52月	0.07月	勤働手当を0.05月引き上げ				①勤務実績を、より一層有効性のあるものにしていくことが必要 ②人事評価制度の信頼性・納得性の向上を図り評価結果の給与への反映をより一層推進	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
9 名古屋	9月11日	△92	△0.02%	見送り	4.52月	0.07月	0.05月引き上げ		12%	扶養手当は、民間と均衡している	新人事評価制度確立	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
10 京都	9月13日	5	0.00%	見送り	4.49月	0.04月	0.05月引き上げ		10%		①勤務時間の見直し ②勤務評定制の検討	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
11 大阪	9月14日	315	0.07%	見送り	4.49月	0.04月	0.05月引き上げ		10%	子等に係る扶養手当の引き上げ	人事評価制度の信頼性を高める取組	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
12 堺	9月14日	2,100 管理職手当減額前 4,428 管理職手当減額後	0.50% 1.06%	初任給を中心に若年層に厚く配分しつつ全体を引き上げ	4.49月	0.04月	0.05月引き上げ		10%		人事制度を早期に導入	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
13 神戸	9月12日	440 管理職手当減額前 894 管理職手当減額後	0.10% 0.20%	若年層に限定して引き上げ	4.51月	0.06月	0.05月引き上げ 配分は、人事院報告に準ずる	特別区に所在する公署に勤務する職員について0.59%引き上げ08.4.1～09.3.31	10%	子等に係る扶養手当の引き上げ 6000→6500	①所定勤務時間の見直し ②査定昇給等に伴う評価制度の構築、勤働手当への勤務実績の拡大	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
14 広島	9月13日	24 管理職手当減額前 9,590 管理職手当減額後	0.01% 2.25%	見送り	4.50月	0.05月	0.05月引き上げ		3%		1. 年功的な給与上昇抑制、職務・職責に応じた給料表 ①給与カーブのフラット化、号給構成の見直し ②昇格時の号給決定方法の見直し 2. 勤務実績を的確に反映した給与制度整備 ①給与制度・人事評価制度の整備 ②昇給時期の統一、号給の4分割 ③格外昇給廃止	2007.4.1
15 福岡	9月12日	386 管理職手当減額前 1,338 管理職手当減額後	0.09% 0.32%	見送り(扶養手当で調整)	4.49月	0.04月	勤働手当を0.05月引き上げ		6%	子等に係る扶養手当の引き上げ 6800→7400	①地域手当の改定について他団体の状況を考慮して改定すべき。給料表の水準は上げない。 ②給与カーブのフラット化 ③人事評価制度を客観性、納得性の高い制度として運用に努める。	2007.4.1
16 東京都	10月12日	△309	△0.07%	引き下げ	4.45月	0.06月	勤働手当を0.05月引き上げ	14.5% 2008年1月～	13%		昇給カーブのフラット化等給与水準是正(高齢層引き下げ) 行(一) I 類初任給2,000引き上げ 給与改定の手法について検討 勤働比率の拡大 勤務時間について、環境整備を含め検討 ※現業系職員の任用・給与等について言及	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
17 特別区	10月16日	38	0.01%	見送り			勤働手当を0.05月引き上げ	14.5% 2008年1月～	13%		行(一) I 類初任給2,000引き上げ 今後、世代間配分是正(フラット化推進) 能力・実績に基づく人事管理強化 採用チャレンジャーの拡大の検討 パワハラヘルス推進 ※人事委員会の機能強化と役割(特別区人事委員としての使命を果たす所存)	2007.4.1 特別給は、2007.12.1